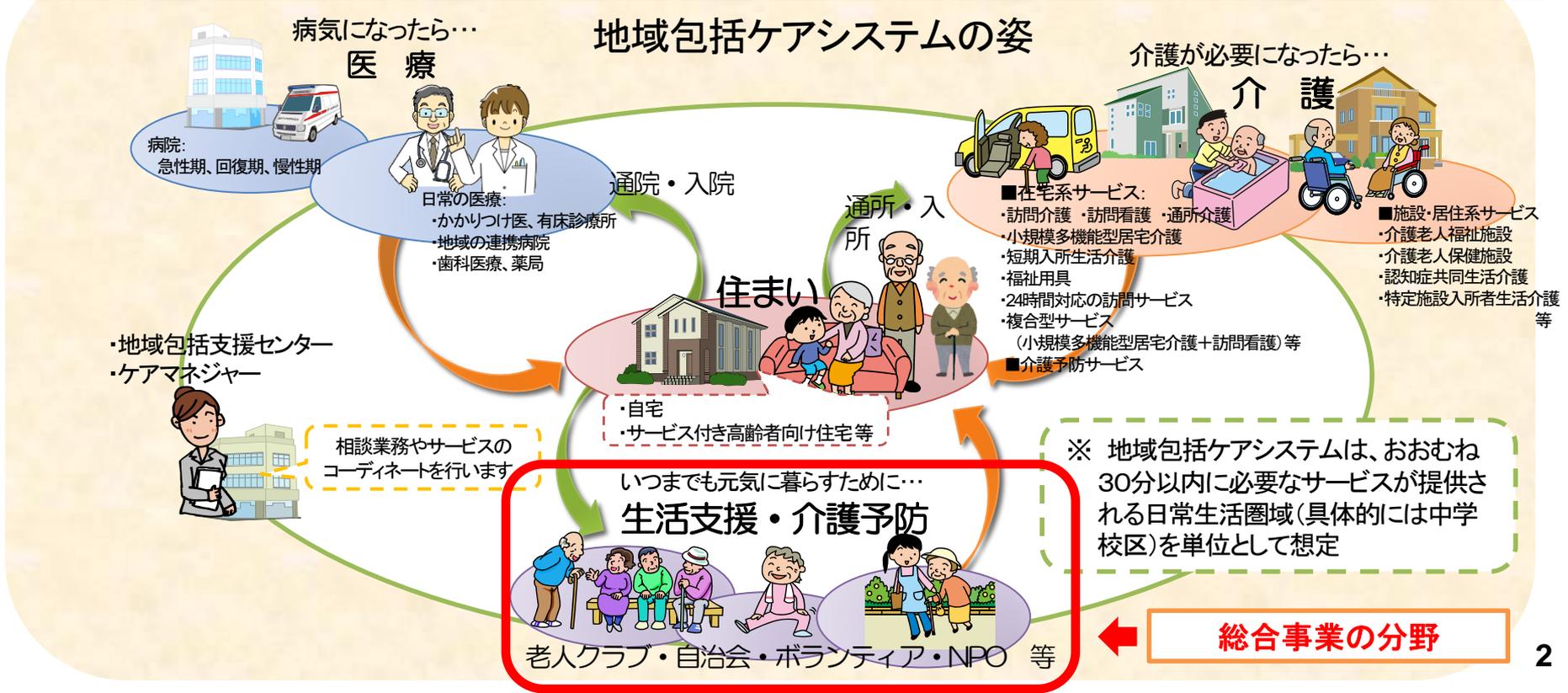


塩谷町 介護予防・日常生活支援 総合事業

平成29年2月
塩谷町 保健福祉課

地域包括ケアシステムの構築について

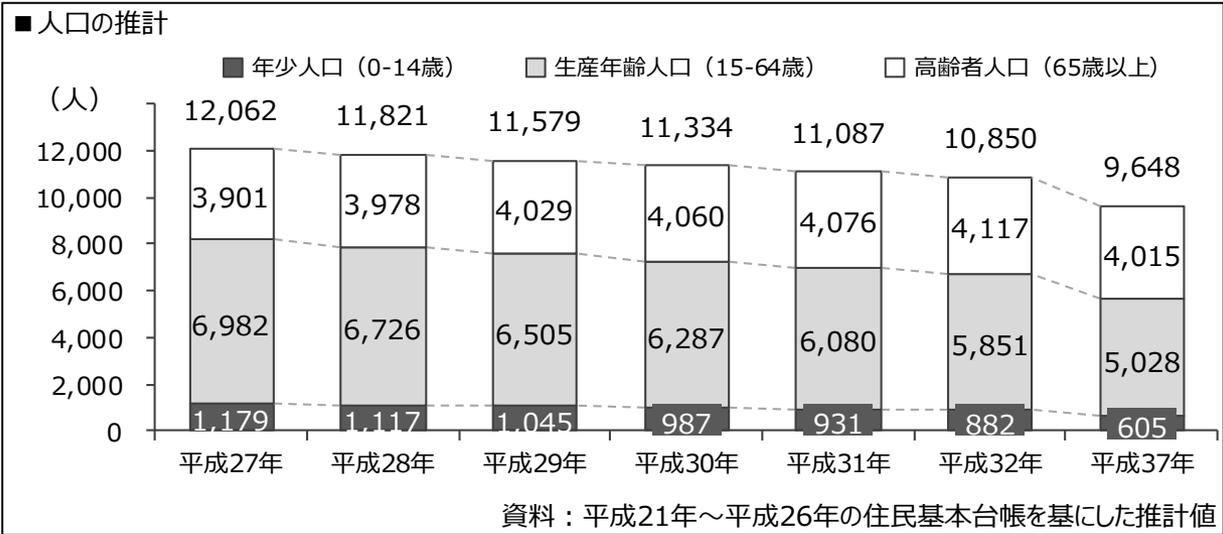
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



塩谷町の高齢者の現状

高齢者人口の推移

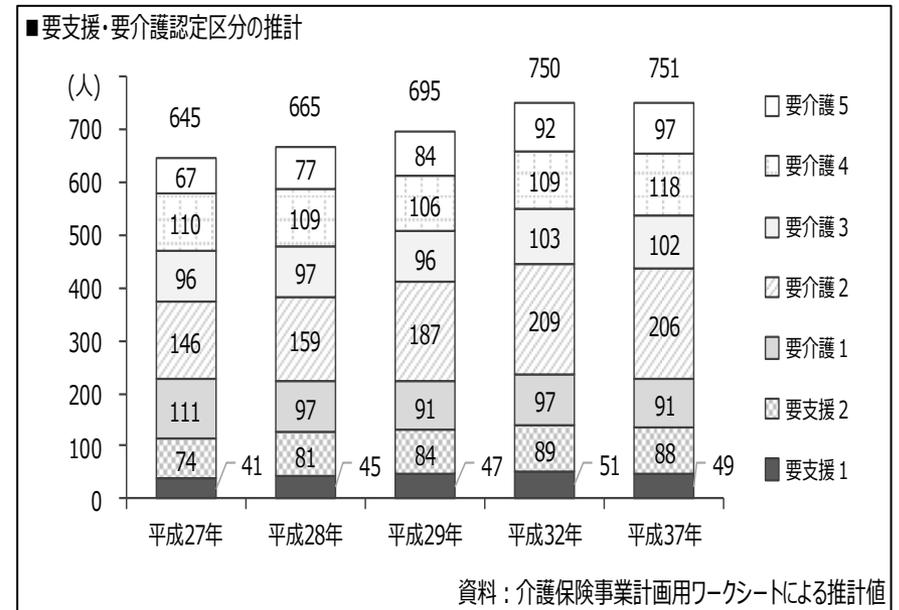
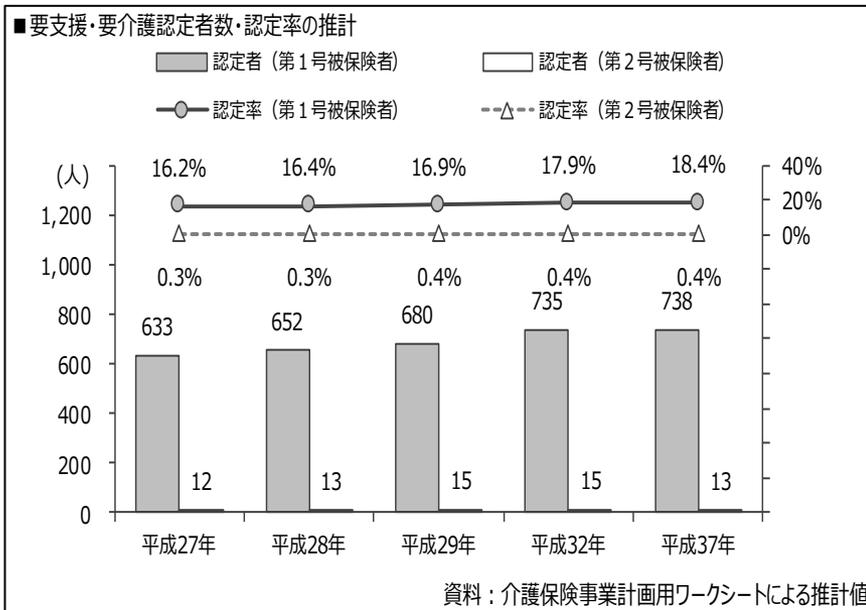
本町の総人口は平成29年2月1日現在11,768人。
65歳以上の人口は、4,045人で、高齢化率34.37%である。
高齢者人口は、年々増加傾向にあり、平成37年には41.6%と見込まれている。



第6期介護保険事業計画より

要介護・要支援認定者の推移

本町の要介護・要支援認定者は平成29年2月1日現在684人である。認定者数は年々増加し、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には、第1号被保険者の認定者数は738人になると見込まれます。その中でも、要介護2と要介護5の増加率が高くなることが予測されます。他の介護度においては横ばいで推移すると予測されます。



第6期介護保険事業計画より

1.介護認定者数

区分	人数	うち2号保険者
要支援1	46人	2人
要支援2	70人	2人
要介護1	151人	1人
要介護2	144人	4人
要介護3	110人	4人
要介護4	107人	0人
要介護5	60人	0人
合計	684人	13人

H29.1月末日現在

2.介護サービス利用状況

区分	居宅	施設	合計
要支援1	26人	0人	26人
要支援2	63人	0人	63人
要介護1	131人	3人	134人
要介護2	134人	17人	151人
要介護3	83人	24人	107人
要介護4	59人	44人	103人
要介護5	22人	36人	58人
合計	518人	124人	642人

H29.1月末日現在

3.要支援者のサービス利用状況

	訪問介護	通所介護	小規模多機能	短期入所	福祉用具	住宅改修	訪問看護	訪問リハ	通所リハ	予防支援
要支援1	5人	5人	1人	0人	6人	0人	4人	0人	6人	25人
要支援2	8人	16人	1人	2人	25人	1人	5人	1人	26人	60人
合計	13人	21人	2人	2人	31人	1人	9人	1人	32人	85人

H28.11月の給付実績より

塩谷町の総合事業

新しい介護予防・日常生活支援事業への移行

1. 総合事業への移行

平成27年4月から介護保険法が改正され、町を中心として、事業者、専門職、地域住民等が地域の課題を共有し、資源開発、政策形成につなげ、地域づくりに取り組むことができるよう、従来から介護保険制度で位置付けられていた地域支援事業について大幅に見直しが行われた。

2. 町の対応

新しい地域支援事業は、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」で構成され、介護保険法では平成27年4月からの実施となっていましたが、これらの事業は、十分な検討を踏まえ、円滑な移行とするため、経過措置を定める「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第14条第1項に規定する経過措置に関する条例」を施行し、**平成29年4月から実施する。**

総合事業開始に伴う主な変更点

- ①総合事業サービスのみを迅速に利用できる対象者区分「事業対象者」の新設
- ②介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「予防給付」から総合事業サービスによる「訪問型サービス」と「通所型サービス」に移行
(みなし指定事業者及び町が指定した事業所が行う)
- ③総合事業サービスのみを利用者を対象に「介護予防ケアマネジメント」を実施
- ④介護予防事業は総合事業の「一般介護予防事業」として実施

新しい地域支援事業の全体像

<平成28年度まで>

介護保険制度

<平成29年度から>

【財源構成】

国 25%
都道府県 12.5%
市町村 12.5%
1号保険料 22%
2号保険料 28%

【財源構成】

国 39.0%
都道府県 19.5%
市町村 19.5%
1号保険料 22%

介護給付 (要介護1~5)

予防給付
(要支援1~2)

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

又は**介護予防・日常生活支援総合事業**

- 二次予防事業
- 一次予防事業

介護予防・日常生活支援総合事業の場合は、上記の他、生活支援サービスを含む要支援者向け事業、介護予防支援事業。

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- ・ 介護予防ケアマネジメント、総合相談支援業務、権利擁護業務、ケアマネジメント支援

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

改正前と同様

事業に移行

全市町村で実施

多様化

充実

介護給付 (要介護1~5)

予防給付 (要支援1~2)

新しい介護予防・日常生活支援総合事業
(要支援1~2、それ以外の者)

- 介護予防・生活支援サービス事業
 - ・ 訪問型サービス
 - ・ 通所型サービス
 - ・ 生活支援サービス(配食等)
 - ・ 介護予防支援事業(ケアマネジメント)
- 一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
(左記に加え、**地域ケア会議の充実**)
- **在宅医療・介護連携推進事業**
- **認知症施策推進事業**
(認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員等)
- **生活支援体制整備事業**
(コーディネーターの配置、協議体の設置等)

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

平成29年4月から実施する事業

平成29年4月以降順次実施する事業

介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)

介護予防・生活支援サービス事業

- (従来の要支援者)
- ・要支援認定を受けた者(要支援者)
- ・基本チェックリスト該当者(介護予防・生活支援サービス対象事業者)

訪問型サービス(第1号訪問事業)

- ・現行の訪問介護相当
- ・多様なサービス

- ①訪問介護
- ②訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③訪問型サービスB(住民主体による支援)
- ④訪問型サービスC(短期集中予防サービス)
- ⑤訪問型サービスD(移動支援)

通所型サービス(第1号通所事業)

- ・現行の通所介護相当
- ・多様なサービス

- ①通所介護
- ②通所型サービスA(緩和した基準によるサービス)
- ③通所型サービスB(住民主体による支援)
- ④通所型サービスC(短期集中予防サービス)

その他の生活支援サービス(第1号生活支援事業)

- ①栄養改善の目的とした配食
- ②住民ボランティア等が行う見守り
- ③訪問型サービス、通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援(訪問型サービス・通所型サービスの一体的提供等)

介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)

一般介護予防事業

- ・第1号被保険者の全ての者
- ・その支援のための活動に関わる者

- ①介護予防把握事業
- ②介護予防普及啓発事業
- ③地域介護予防活動支援事業
- ④一般介護予防事業評価事業
- ⑤地域リハビリテーション活動支援事業

※ 上記はサービスの典型例として示しているもの。市町村はこの例を踏まえて、地域の実情に応じた、サービス内容を検討する。

現行相当サービスの指定基準・報酬単位

1. 事業所の指定基準

- 事業所の指定基準（人員基準、設備基準、運営基準）は、現行の介護予防訪問介護・介護予防通所介護と同様とします。

項目	訪問介護相当サービス	通所介護相当サービス
サービスの内容	現行の介護予防訪問介護と同様	現行の介護予防通所介護と同様
算定区分	(Ⅰ) 要支援1・2、事業対象者で週1回程度 (Ⅱ) 要支援1・2、事業対象者で週2回程度 (Ⅲ) 要支援2、事業対象者で週2回を超える程度 ※現行の介護予防訪問介護と同額	(Ⅰ) 要支援1、事業対象者で週1回程度 (Ⅱ) 要支援2、事業対象者で週2回程度 ※現行の介護予防通所介護を基準として算定
報酬単位 (月額包括報酬)	(Ⅰ) 1, 168単位 (Ⅱ) 2, 335単位 (Ⅲ) 3, 704単位 ※加算・減算・地域区分単価は、現行の介護予防訪問介護と同様	(Ⅰ) 1, 647単位 (Ⅱ) 3, 377単位 ※加算・減算・地域区分単価は、現行の介護予防通所介護と同様
サービスコード	現行相当(みなし指定事業者) A1 上記以外の事業所 A2	現行相当(みなし指定事業者) A5 上記以外の事業所 A6

通所介護サービスC(短期集中予防サービス)

- 今まで実施してきた通所型介護予防教室をベースに、保健・医療の専門職により提供する事業で、3ヶ月程度の短期間で行います。
- サービスの内容・・・生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム
- 対象者・・・事業対象者、要支援1・2
(ADLやIADLの改善に向けた支援が必要な方)
- 実施方法・・・町(事業委託)
- 基準・・・内容に応じた独自の基準

一般介護予防事業

○既存の一次予防事業の見直し・充実を図り、すべての高齢者を対象に高齢者が持つ能力を維持向上させることができるよう一般介護予防事業として実施する。また、新たに理学療法士等リハビリテーション専門職の知見を活用し、自立支援に資する取組を推進するとともに、住民主体の通いの場への支援を実施することにより、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を進める。

一般介護予防事業名	本町の事業	事業内容及び方向性
①介護予防把握事業	(仮称) 高齢者訪問事業	家庭訪問等により高齢者の実態を把握し、支援を必要とする対象者の早期発見と適切な介護予防サービス利用へつなげる。
②介護予防普及啓発事業	(仮称) 地域介護予防事業	地域包括支援センターにおいて、介護予防サポーターと連携し、普及啓発事業を実施するとともに、事業参加者が継続して介護予防活動に取り組む自主グループづくりへのサポートを行う。 ・各地区の介護予防運動教室、高齢者学級（生涯学習課との共催）
	(仮称) 地域の居場所づくり事業	地域の住民が主体となって介護予防事業に取り組む団体を支援し、身近な地域で介護予防活動を含めた居場所づくりを行う。
③地域介護予防活動支援事業	介護予防ボランティア養成講座	地域において介護予防の普及啓発や介護予防事業に協力する応援者（介護予防サポーター）を発掘・養成する。主に地域介護予防教室等の応援スタッフとして活動する。
④一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業評価事業	国の要綱に基づき、プロセス評価及びアウトカム評価により一般介護予防事業の事業評価を行い、事業の改善を図る。
⑤地域リハビリテーション活動支援事業	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリ専門職の知見を活用し、運動習慣や住民同士の交流の場への支援を行う。また、リハビリ専門職が地域ケア会議（ケースカンファレンス）などに参加することにより、日常生活に支障のある生活行為の要因、疾患の特徴を踏まえた生活行為の改善の見直し、要支援者等の有する能力を最大限に引き出すための方法等について助言を行い、個々人の介護予防ケアマネジメント力の向上につなげる。

介護予防ケアマネジメントの概要

・介護予防ケアマネジメントの対象者は、要支援者と事業対象者です。

※要支援者で、予防給付によるサービスのみを利用する場合、もしくは予防給付によるサービスと事業の両方を利用する場合は、いままでどおり、「介護予防支援」となります。

・平成29年4月からサービスが移行するに当たり、介護予防ケアマネジメントを行う必要があり、同時期にケアマネジメントA及びCを実施します。

ケアマネジメント	サービス種類	報酬
ケアマネジメントA (原則的な介護予防ケアマネジメント)	現行相当サービス (訪問型サービス・通所型サービス)	430単位(4,300円) ※初期加算 300単位(3,000円)
ケアマネジメントB (簡略化した介護予防ケアマネジメント)	短期集中サービス (通所型サービスC)	430単位(4,300円) ※3ヶ月後の評価時支払
ケアマネジメントC (初回のみケアマネジメント)	・その他の生活支援サービス	100単位 ※サービス開始時のみ

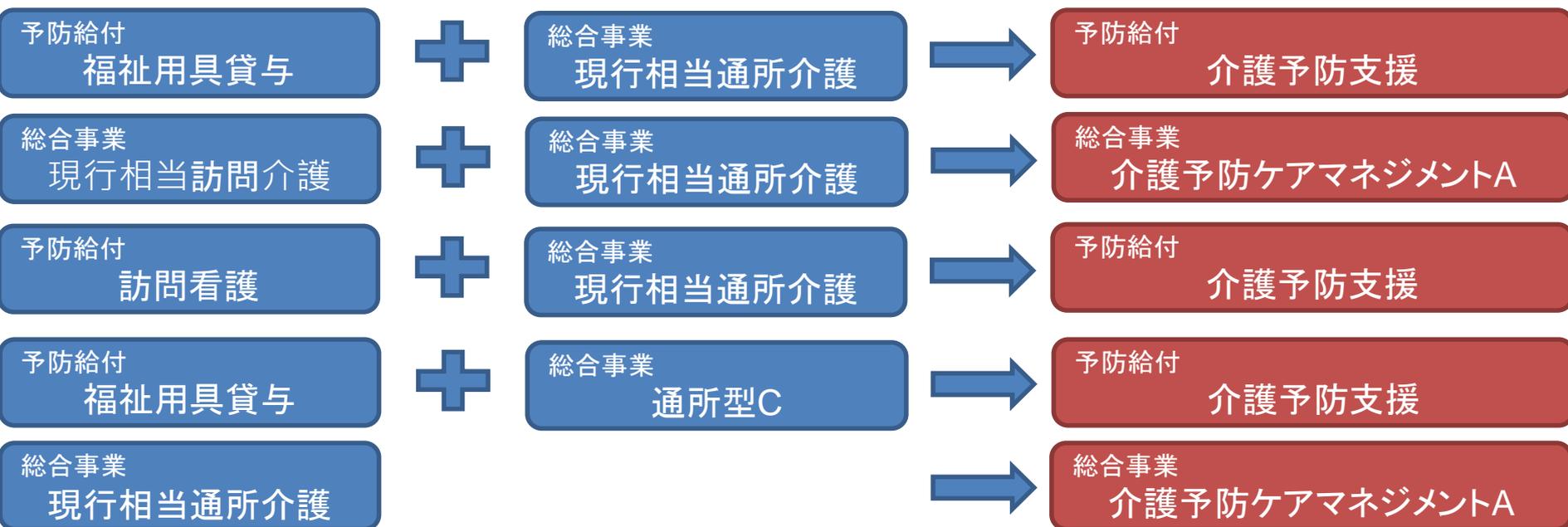
【参考】

ケアマネジメントA:原則的なケアマネジメント・・・サービス担当者会議、モニタリング等を実施するもの

ケアマネジメントB:簡略したケアマネジメント・・・(今後提示)

ケアマネジメントC:初回のみケアマネジメント・・・サービス担当者会議は省略、モニタリングは年1回以内

サービス利用の例



○利用できるサービスの区分

※△は要相談

	要介護者	要支援者	事業対象者	その他の 高齢者
介護給付	○	×	×	×
介護予防給付	×	○	×	×
介護予防・生活支援 サービス事業	△	○	○	△
一般介護予防事業	△	○	○	○

総合事業の利用対象者

平成29年度は介護予防給付と総合事業が混在します。

1. 対象者とは

- ① 平成29年4月以降に、新規・区分変更・更新により要支援認定を受けた方（認定有効期間の開始年月日が平成29年4月以降の要支援者）
- ② 平成29年4月以降に、基本チェックリストにより事業対象者と判断された方

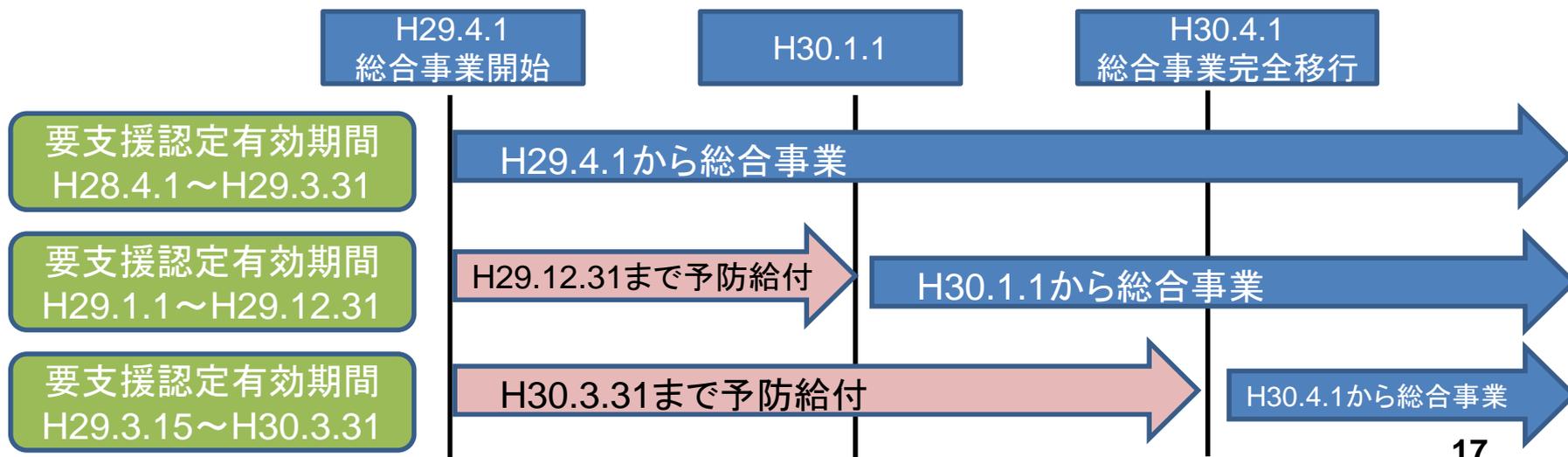
※64歳以下の第2号被保険者の方は、基本チェックリストでなく要介護認定等申請を行う必要があります。

2. 総合事業の利用者とは

要支援1、要支援2、事業対象者です。※要介護の方は「総合事業」は利用できません。

3. 補足説明

- ① 平成29年3月末までに、既に要支援認定を受けている要支援者は、その認定更新等までは、従前の予防給付（介護予防訪問介護・介護予防通所介護）としてサービス提供します。
- ② 平成29年4月以降に認定更新等により要支援認定を受けた方が訪問介護・通所介護を利用する場合は、総合事業としてサービス提供します。
(要支援者の認定有効期間は、最長1年のため、町全体では平成29年4月から1年かけて移行します。)



総合事業利用までの流れ

1. 相談

被保険者は、保健福祉課又は地域包括支援センターの窓口にご相談ください。

2. 聞き取り

窓口では、被保険者から、相談の目的や希望するサービス等を聞き取り、必要な手続きに案内します。

塩谷町では新規の場合、総合事業におけるサービス事業を希望される場合でも、まず要介護認定等申請してもらいます。

3. 暫定利用

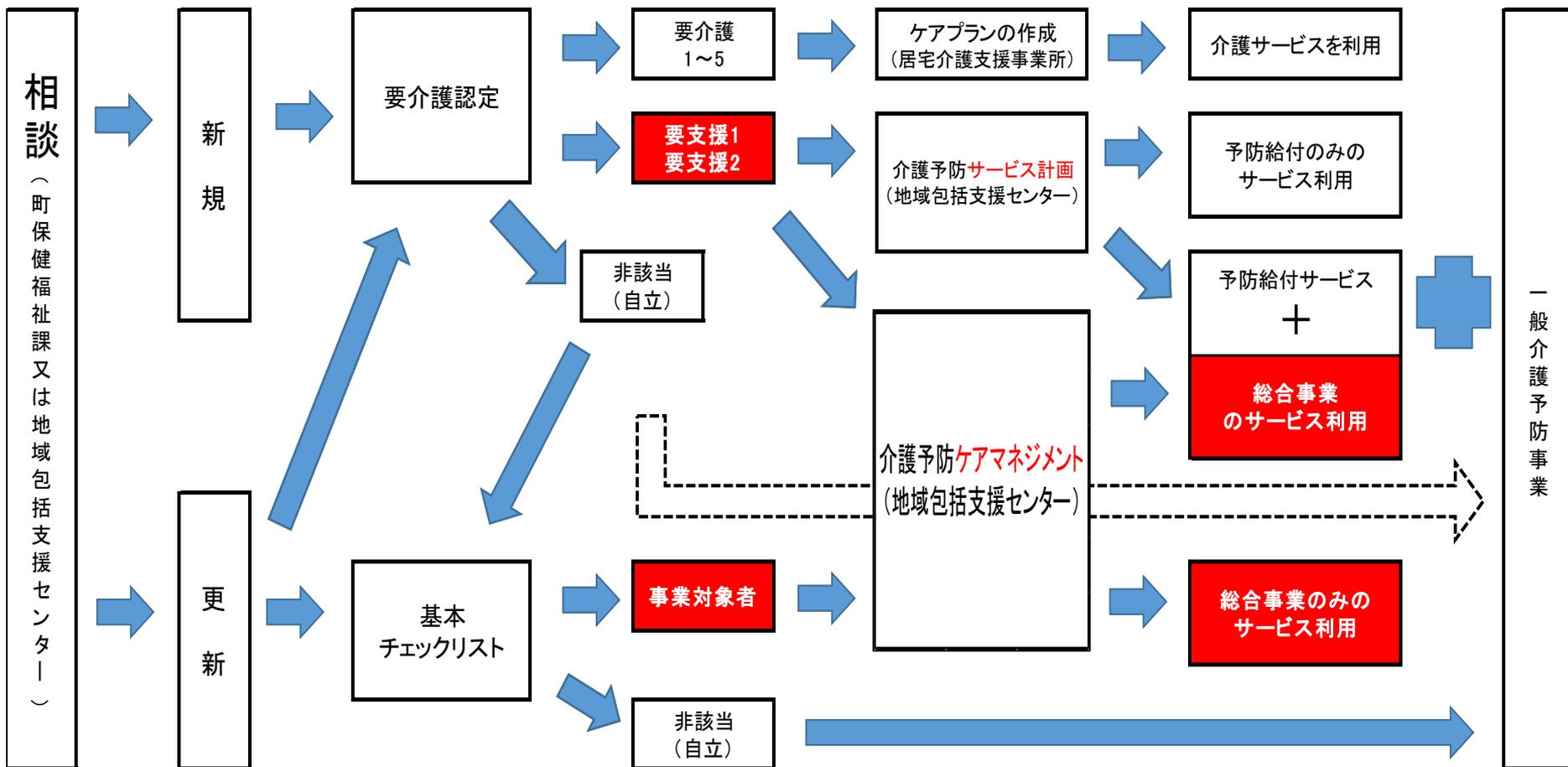
前述の要介護認定等申請は、早急に介護予防・生活支援サービス事業の利用を希望され、認定結果が非該当となる見込みなどの場合にチェックリストを実施することを妨げるものではありません。

4. 認定更新

認定期間が満了し、介護予防・生活支援サービス事業のみの利用が見込まれる場合は、ケアマネジャーと相談しチェックリストで事業を利用いただきます。

塩谷町における総合事業利用の手続き

- 新規の申請者は、全て、要介護・支援認定を受ける。
- 新規申請で、「非該当」となった場合は、チェックリストにより事業対象者の判断をする。
- 要支援1・2の更新者は、受けているサービス内容によってチェックリストを用いる。



サービス利用までの流れ（案）

介護保険及び総合事業サービス利用希望者

通所型サービス（デイサービス）や 訪問型サービス（ホームヘルプ）のみを利用する

- ①いいえ又は要支援 2 以上の状態
（身体介助が必要・入浴が一人でできない方など）
- ②40 歳～64 歳③新規申請

町保健福祉課にご相談ください。

包括支援センターにご相談ください。

要介護（要支援）認定申請

基本チェックリスト

審査結果

判定結果

要介護
1～5

要支援
1～2

非該当

生活機能の
低下がみら
れた方

自立した
生活を送
れる方

ケアプラ
ン作成

介護予防
ケアプラ
ン作成

介護予防
ケアマネ
ジメント

（包括支援センター他）

（居宅介護支援事業所）（包括支援センター他）

介護給付

介護予防給付

介護予防訪問看護・
福祉用具の購入等

介護予防・生活支援
サービス事業

通所型・訪問型サービス

一般介護予防事業

（65 歳以上全町民）

介護予防・日常生活支援総合事業

事業対象者の判定基準(参考)

基本チェックリスト

事業対象者の判別方法

基本チェックリスト様式例及び事業対象者に該当する基準

記入日：平成 年 月 日 ()

氏名		住所		生年月日	
希望するサービス内容					
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください			
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ		
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ		
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ		
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ		
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ		
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ		
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ		
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ		
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ		
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ		
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ		
12	身長 cm 体重 kg (BMI =) (注)				
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ		
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ		
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ		
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ		
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ		
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1. はい	0. いいえ		
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ		
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ		
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ		
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ		
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ		
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ		
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ		

(注) BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合に該当とする

① 様式第一の質問項目No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当
② 様式第一の質問項目No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当
③ 様式第一の質問項目No.11～12の2項目のすべてに該当
④ 様式第一の質問項目No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当
⑤ 様式第一の質問項目No.16に該当
⑥ 様式第一の質問項目No.18～20までの3項目のうちいずれか1項目以上に該当
⑦ 様式第一の質問項目No.21～25までの5項目のうち2項目以上に該当

(注) この表における該当 (No. 12 を除く。) とは、様式第一の回答部分に「1. はい」又は「1. いいえ」に該当することをいう。この表における該当 (No. 12に限る。) とは、BMI = 体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m) が 18.5未満の場合をいう。

次の①から④までのいずれかに該当するものを、要介護・要支援状態となるおそれの高い状態にあると認められる者として事業対象者とする。

- ① No.1～20までの20項目のうち10項目以上に該当する者⇒複数の項目に支障
- ② No.6～10までの5項目のうち3項目以上に該当する者⇒運動機能の低下
- ③ No.11～12の2項目のすべてに該当する者⇒低栄養状態
- ④ No.13～15までの3項目のうち2項目以上に該当する者⇒口腔機能の低下

なお、上記に該当する者のうち、No.16の項目に該当する者、No.21から25までの項目のうち2項目以上に該当する者については、うつ・閉じこもり・認知機能の低下予防や支援にも考慮する必要があります。

総合事業の利用者負担

1 利用者負担割合

介護給付の1割(一定以上の所得の利用者は2割)と同じ利用負担となる。

- ・現行相当訪問介護サービス、現行相当通所介護サービス

2 保険料滞納時の給付制限

保険料を滞納している方が介護保険サービスを受けた時に実施される給付制限と同様の措置については、介護保険法に規定がなく、重度化予防という総合事業の趣旨から当面、適用しません。

3 給付制限

給付管理を行うサービス

- ・現行相当訪問介護サービス、現行相当通所介護サービス

4 利用限度額

・要支援認定を受けた方については、現在適用されている予防給付の利用限度額の範囲内で、給付と現行相当サービスを一体的に給付管理します。

・基本チェックリストにより事業対象者と判断された方については、予防給付の要支援1の利用限度額と同額とします。

事業対象者	5,003単位
要支援1	5,003単位
要支援2	10,473単位

5 高額介護(介護予防)サービス費

給付管理を行うサービスを対象として高額介護(介護予防)サービス費相当事業を行う。

- ・現行相当訪問介護サービス、現行相当通所介護サービス

住所地特例対象者の総合事業利用①

- 住所地特例対象者は、保険者市町村と施設所在市町村の状況で、受けることができるサービスが異なります。その場合、住所地特例対象者は、施設所在市町村の状況に合わせてサービスを利用することになります。
※請求の際は、請求明細書の「住所地特例欄」にサービスコード等を記載し、請求してください。
- 塩谷町に居住する住所地特例対象者（他市町村の被保険者）については、塩谷町の総合事業のサービスを利用します。
- 塩谷町に居住する住所地特例対象者に対する介護予防ケアマネジメントは、塩谷町の地域包括支援センターが行います。
- 住所地特例対象者に対する基本チェックリストは施設所在市町村が実施します。

住所地特例対象者の総合事業利用②

(1) 基本チェックリストにより総合事業を利用する場合

- ①被保険者は、塩谷町の窓口又は塩谷町地域包括支援センターで基本チェックリストを実施
- ②基本チェックリストに該当した場合、被保険者は、被保険者証を添付して「介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書」を塩谷町保健福祉課に提出
- ③塩谷町保健福祉課が、保険者市町村に被保険者証と介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を送付
- ④保険者市町村は、被保険者証に必要事項を記載し、被保険者へ送付
- ⑤塩谷町の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う

(2) 要支援認定を受けて総合事業を利用する場合

- ①被保険者は、保険者市町村に要支援認定申請をする
- ②保険者市町村は、認定結果を記載した被保険者証を送付
- ③塩谷町保健福祉課が、保険者市町村に被保険者証と介護予防ケアマネジメント作成依頼届出書を送付
- ④保険者市町村は、被保険者証に必要事項を記載し、被保険者へ送付
- ⑤塩谷町の地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメントを行う

今後の取組み

1 基準緩和サービス(訪問型サービスA)

- ・指定事業者が実施する人員やサービス内容等について、基準の緩和等を図り、現行相当から減額した報酬基準を設定して、生活支援のみを提供(身体介助を行わない)するサービスを提供します。
- ※町が単独で実施している生活支援ホームヘルプサービスについて、総合事業へ順次移行する予定。

2 その他の生活支援サービス

- ・地域における自立した日常生活の支援に資する、地域の実情(ニーズ)に応じたサービスを順次実施します。(委託又は補助)
- ※現行の町が独自に行っている配食サービスについては、総合事業へ順次移行する予定。

3 生活支援サポーター養成講座

- ・町や事業所が提供する介護予防・日常生活支援サービス等に従事できる方を養成するための研修会を引続き実施します。

その他 事業所関係

総合事業の事業所の指定について

- 総合事業における事業所の指定は、塩谷町になります。
- 平成27年3月31日以前に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けている事業所は、みなし事業所として、総合事業の訪問介護、通所介護の指定（介護保険法改正法附則第13条）を受けたものとみなします。
有効期間は、平成30年3月31日までです。
- 平成30年4月以降も、総合事業の訪問介護、通所介護のサービスを提供する場合は、塩谷町の指定（更新手続き）を受ける必要があります。
なお、更新の手続きは、改めてご案内します。
- 平成27年4月1日以降に介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の指定を受けた事業所やこれから指定を受ける事業所は、塩谷町へ指定基準型サービスの指定申請が必要になります。⇒様式別途参照してください。

総合事業にあたって事業所として準備が必要な事項

○定款の変更

総合事業の実施にあたり、定款の記載内容に修正が必要な場合があります。

○運営規定、重要事項説明書、契約書等の変更

サービスの種類、名称等が変更となりますので、ご確認ください。

⇒「[介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う事業者の手続き等について](#)」をご参照ください。

○契約について

現在の利用者が総合事業に移行した時は、原則として、改めて契約が必要となります。

○請求事務に係る電算システムの改修

サービスコード等の追加が必要になります。

ありがとうございました。

総合事業に関するお問い合わせは

町保健福祉課高齢対策担当又は町地域包括支援センター

TEL 0287(45)1119 FAX 0287(41)1014

e-Mail hoken@town.shioya.tochigi.jp